



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**告 示**

- 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく特定事業の見通しの変更（県土・跡地利用対策課）…………… 1

**公 告**

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 1
- 開発行為に関する工事の完了・5件（建築指導課）…………… 3

**病院事業局事項**

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告…………… 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告…………… 6

**公安委員会事項**

- 刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則…………… 8

## 告 示

### 沖縄県告示第29号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）第13号第1項の規定により、平成25年沖縄県告示第348号で告示した特定事業の見通しを次のとおり変更した。

令和6年2月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 特定駐留軍用地の名称 普天間飛行場
- 2 特定事業の種類 道路
- 3 特定事業の用に供する土地の面積 220,000平方メートル

## 公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和6年2月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和5年8月18日
- (2) 商号名 備瀬建機
- (3) 代表者名 備瀬明
- (4) 所在地 久米島町字比嘉99番地の1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第11166号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年7月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 2(1) 処分をした年月日 令和5年8月18日  
(2) 商号名 大翔土建  
(3) 代表者名 本永賢  
(4) 所在地 浦添市前田三丁目1595番1号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第10567号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年7月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和5年8月21日  
(2) 商号名 株式会社沖誠塗装工業  
(3) 代表者名 石垣さやか  
(4) 所在地 西原町字森川239番地25  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-4)第13245号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年8月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和5年8月21日  
(2) 商号名 ルーカス株式会社  
(3) 代表者名 玉城尚吾  
(4) 所在地 浦添市内間二丁目1番5号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第14243号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年8月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和5年8月24日  
(2) 商号名 株式会社内間土建  
(3) 代表者名 内間司  
(4) 所在地 浦添市伊祖二丁目5番2号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第4199号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年8月24日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和5年8月24日  
(2) 商号名 JAPAN建設株式会社  
(3) 代表者名 翁長秀樹  
(4) 所在地 浦添市当山二丁目40番6-2号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第13715号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年8月24日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和5年8月25日  
(2) 商号名 有限会社明央土建  
(3) 代表者名 金城忠男  
(4) 所在地 糸満市字新垣200番地の1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-30)第7960号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年8月25日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業

及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。

- 8(1) 処分をした年月日 令和5年8月25日  
(2) 商号名 有限会社日章技研  
(3) 代表者名 金城盛康  
(4) 所在地 豊見城市字翁長722番地1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第14035号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年8月25日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和5年8月28日  
(2) 商号名 有限会社喜名興業  
(3) 代表者名 喜名健  
(4) 所在地 うるま市安慶名三丁目36番52号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第11052号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年8月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和5年9月4日  
(2) 商号名 株式会社上間組  
(3) 代表者名 上間毅  
(4) 所在地 本部町字瀬底1871番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第13566号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年9月4日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和5年9月7日  
(2) 商号名 崎原工業  
(3) 代表者名 崎原康  
(4) 所在地 北谷町北前一丁目15番地2 オーシャンビューマンション1階  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第13568号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年9月7日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 令和5年9月22日  
(2) 商号名 達磨工業  
(3) 代表者名 具志堅達也  
(4) 所在地 那覇市樋川1丁目35番13号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第13864号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年8月31日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年2月25日 沖縄県指令土第182号、令和6年1月12日 沖縄県指令土第17号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川崎山原138番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号 株式会社プレサンスコーポレーション 代表取締役 土井豊
- 5 検査済証番号 令和6年1月18日 第4917号
- 6 工事完了年月日 令和6年1月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年12月12日 沖縄県指令土第866号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長浜崎原869番31
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎町三丁目7番地の1 航空局糸満宿舎C棟307号 下里恵子、糸満市西崎町三丁目7番地の1 航空局糸満宿舎C棟307号 下里哲哉
- 5 検査済証番号 令和6年1月19日 第4918号
- 6 工事完了年月日 令和5年12月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年1月27日 沖縄県指令土第897号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根中原340番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神奈川県相模原市中央区上溝七丁目36番18-604号 島袋千江美、神奈川県相模原市中央区星が丘二丁目6番3号すみれハイツ105 島袋竜矢
- 5 検査済証番号 令和6年1月23日 第4920号
- 6 工事完了年月日 令和6年1月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年9月26日 沖縄県指令土第686号、令和2年7月30日 沖縄県指令土第445号（変更）、令和3年7月1日 沖縄県指令土第473号（変更）、令和4年6月27日 沖縄県指令土第544号（変更）、令和5年7月26日 沖縄県指令土第622号（変更）、令和5年12月11日 沖縄県指令土第873号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字瀬長瀬長原155番1ほか6筆（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都渋谷区南平台町5番6号 東急株式会社 取締役 堀江正博、東京都港区元赤坂一丁目1番7号 東京エステート株式会社 代表取締役 石崎智代
- 5 検査済証番号 令和6年1月29日 第4921号
- 6 工事完了年月日 令和5年12月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年2月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年7月4日 沖縄県指令土第550号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地上千増656番ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字幸地654番地の2 城間紀幸
- 5 検査済証番号 令和6年1月31日 第4922号
- 6 工事完了年月日 令和5年12月25日

## 病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和6年2月13日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

- 1 調達する特定役務の種類 沖縄県病院事業局A重油供給業務
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和6年1月1日現在において5年以上であること。
  - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 沖縄県病院事業局が必要とするA重油の供給に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
  - (5) その他の条件については、入札説明書による。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 誓約書
    - ウ 法人にあつては、登記事項証明書
    - エ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - オ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - カ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証明する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
    - キ A重油の供給に関し直近2事業年度の契約実績を証明する書類
    - ク その他入札説明書に定める書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県病院事業局ホームページ（<https://byoinjigyokyoku.pref.okinawa.jp/>）から様式をダウンロード

して入手すること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県病院事業局病院事業経営課経営改善班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁4階) 電話番号098-866-2636

(3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和6年3月8日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵送により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和7年3月31日(月曜日)までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県病院事業局が実施する沖縄県病院事業局A重油供給業務に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和6年2月13日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

1 入札に付する事項

(1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 1,430,000リットル(予定)

(2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 令和6年4月1日から同年6月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

ア 令和6年2月13日付け沖縄県公報定期第5192号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県病院事業局A重油供給業務に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 沖縄本島内に事業所を有する者

(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県病院事業局ホームページから様式をダウンロードして入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 この公告の日から令和6年3月8日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県病院事業局病院事業経営課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁4階)

- 4 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 この公告の日から令和6年3月8日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 令和6年3月25日（月曜日）午前10時
  - (2) 場所 沖縄県庁11階第5会議室 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 6 入札保証金 見積る契約金額（単価契約にあつては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の総額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額）の100分の5以上の金額を5(1)までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県病院事業管理者病院事業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者がした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があつた入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和6年3月8日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県病院事業局病院事業経営課
  - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 令和6年3月22日（金曜日）午後5時まで
    - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) 本件は次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を

生じる事業であるため、沖縄県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

### 13 Summary

(1) JOB

Okinawa Prefectural Hospital Bureau Supplying The A heavy oil For April, May and June

(2) PERIOD OF CONTRACT

April 1, 2024 to June 30, 2024

(3) DATE FOR BID

March 25, 2024 10:00 a.m.

(4) CONTACT

Hospital Operations Management Division Hospital Bureau Okinawa Prefectural Government

1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 JAPAN

Phone : 098-866-2636

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会規則第1号

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年2月13日

沖縄県公安委員会

### 刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「司法警察員」の次に「及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員」を加え、「次の」を「、次の」に改め、同条第2号中「沖縄警察本部」を「沖縄県警察本部」に改める。

### 附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---